

男女が互いに支えあい いきいきとすごせるまち 京丹波

京丹波町男女共同参画計画 概要版



京丹波町

男女が互いに支えあい 生き生きとすごせるまち 京丹波

基本目標1 思いやりの心で育む意識づくり

男女共同参画社会の実現には、人権の尊重が重要です。性別にとらわれず互いを尊重し、思いやり、ともに責任を担い、だれもが自分らしく生きられるよう、男女共同参画の意識づくりが重要です。

重点課題1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

一人ひとりの個性が尊重され、だれもが豊かで充実した生活がおくれるよう、広報・啓発活動を行うとともに、さまざまな講座の開催を通じて、男女共同参画の意識づくりを推進します。

- *施策 広報・啓発活動の充実
- *施策 男女共同参画社会に対応した講座などの開催
- *施策 情報提供の拡充



重点課題2 多様なライフスタイル*の選択を可能にする意識づくり

固定的な性別役割分担意識*にとらわれず、誰もが参画しやすい社会をつくるため、すべての年齢層を対象に家庭・地域・職場などにおける男女共同参画の意識づくりを推進します。また、子どものころから意識を育むことが大切であることから、家庭や地域・学校等において個性を尊重した教育を推進します。

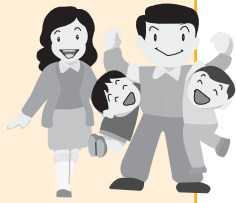
- *施策 家庭における意識づくりの推進
- *施策 地域における意識づくりの推進
- *施策 職場における意識づくりの推進
- *施策 学校等における意識づくりの推進



重点課題3 あらゆる暴力を許さないまちづくり

セクシュアル・ハラスメント*やドメスティック・バイオレンス*をはじめとするあらゆる暴力について、社会的関心を高めるために広報・啓発活動を行い、未然防止・早期発見・被害者支援に努め、人権侵害である暴力を許さないまちづくりを推進します。

- *施策 暴力をなくすための意識づくり
- *施策 あらゆる暴力を根絶するための環境づくり



重点課題4 男女の性の尊厳の確立

男女が個性と能力を生かしていつまでも生き生き暮らすため、生涯にわたる健康管理に取組むとともに、男女の身体的特性や性に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

- *施策 生涯にわたる健康管理・保持・増進
- *施策 妊娠・出産に関する支援
- *施策 性と健康に関する正しい知識の普及・啓発



基本目標2 一人ひとりが支えあい協力しあう家庭づくり

男女がともに仕事と家庭の調和を図り、家事や子育て、介護などについてそれぞれの責任を果たすことができるよう、家庭における固定的な性別役割分担意識*を解消する

重点課題1 家庭における男女共同参画の推進

家事や子育て、介護などにだれもが主体的に参画できるよう、学習機会の充実や広報・啓発活動に努めます。

- *施策 家庭における学習機会の充実
- *施策 男性の家事・育児・介護への参画の推進

重点課題2 多様なライフスタイル*に対応した子育てと介護の環境づくり

多様なライフスタイル*に対応した子育て支援や介護サービスなどの充実に努めるとともに、互いの話し合いのもと家事や子育て、介護などを分かちあえる環境整備を推進します。

- *施策 保育事業の充実
- *施策 地域における子育て支援の充実
- *施策 介護体制の整備
- *施策 介護を支える人材の育成・確保



基本目標4 男女がともに輝く社会づくり

個人の働く意思を尊重し、その能力を十分に発揮して、生涯にわたって健康で生き生きと働くことができるよう、男女がともに働きやすい環境を整備することが必要です。

重点課題1 職場における男女共同参画の推進

企業や事業所に対して、男女雇用機会均等法*や育児・介護休業法*などの周知・啓発に努めます。

- *施策 男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向けた啓発
- *施策 パートタイム労働者等の就業条件づくり
- *施策 男女の健康の保持・増進



重点課題2 仕事と家庭生活・地域活動の両立支援

家庭や地域とのつながりを大切にしながら個人がその能力と個性を発揮し、仕事と家庭生活・地域活動の両立ができるよう支援します。

- *施策 育児・介護休業制度の普及及び利用促進
- *施策 働く女性への支援
- *施策 農林業・商工自営業における男女共同参画の促進

基本目標3 生き生きと自分らしく活躍できる地域づくり

地域活動や町の施策、方針決定の場に男女がともに参画して自己の能力を発揮し、ともに責任を担い、心豊かな地域づくりをすすめることが大切です。

重点課題1 地域における男女共同参画の推進

地域での世代を超えたつながりを大切にして考え方の幅を広げ、理解を深めることにより心豊かな生活をおくることができるよう、地域活動に参画しやすい環境づくりを推進します。

- *施策 地域活動に参画しやすい環境づくり

重点課題2 政策・方針決定の場への女性の参画の推進

女性が能力を発揮するための講座の開催や、審議会等への女性の登用率について具体的な数値目標を設定するなど、政策・方針決定の場への女性の積極的な参画を促進します。

- *施策 審議会・委員会等への参画促進
- *施策 人材発掘・人材育成の推進

重点課題3 女性のチャレンジ支援

女性が積極的に社会に参画することができるよう就業やキャリアアップ*、起業、ボランティア活動など、女性の幅広いチャレンジを支援します。

- *施策 女性の能力発揮を促すための支援の充実
- *施策 女性の起業への支援



計画の期間

平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10年です。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応した適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

計画の性格

計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、町の施策の方向と推進のための方策を明らかにするものです。また、男女共同参画社会基本法*第14条に定められた男女共同参画計画として位置づけます。

用語説明

ライフスタイル……生活様式のこと。衣食住などの日常の暮らしから娯楽、職業、居住地の選択、社会とのかかわり方まで含む、広い意味での生き方。
固定的な性別役割分担意識……「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割や能力、活動する分野があるとして、役割を固定化する考え方や意識のこと。
セクシュアル・ハラスメント……相手の意に反した性的な性質の言動や不必要な身体への接触など、性的嫌がらせのこと。
ドメスティック・バイオレンス……夫・妻・恋人といった親密な関係にあるパートナーからの身体的・精神的暴力のこと。
キャリアアップ……より高い資格・能力を身につけること、経歴を高めること。

男女雇用機会均等法……雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする法律。
育児・介護休業法……仕事と家庭生活の両立を図るため、労働者が育児休業や介護休業、時間外労働及び深夜業を制限する制度を取得できることを労働者の権利として規定するとともに、勤務時間の短縮などの措置を講じることを事業主に義務づける法律。
男女共同参画社会基本法……男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことを明確にした法律。

地 域

古い慣習や伝統にとらわれず、互いに考え方や行動を尊重する人々
さまざまな企画や方針決定の場に男女がともに参画し、豊かで住みよい地域

家 庭

一人ひとりが家族の一員として尊重され、豊かで充実した生活
性別にとらわれず、「そのらしさ」を大切にする家庭
男女ともに家事・育児・介護を行い、喜びも苦勞も分かちあえる家族

わたしたちがめざす 男女共同参画社会

学 校

性別にとらわれず、自分らしさや個性が大切にされる学習環境
互いの性と個性を尊重し、協力し合う子どもたち
個人の自主性に基づく進路選択ができる環境

職 場

仕事と家庭、地域活動のバランスがとれた生活がおくれる環境
男女格差がなく、個性・能力・意欲が十分に発揮できる職場
妊娠・出産・更年期などのライフステージに応じた健康管理を支援する職場

男女共同参画社会とは

『性別にとらわれることなくお互いを尊重し、男女がともに責任を担い、だれもが自分らしく生きられる社会』をいいます。

男女共同参画社会基本法*第2条では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。



京丹波町男女共同参画計画 概要版

発行 京丹波町

策定日：平成19年3月 発刊日：平成19年11月

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6

TEL 0771-82-3801 FAX 0771-82-2500

URL <http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>